

### 【暴力団排除に関する誓約事項】

久留米市小規模事業者デジタル化支援補助金の申請にあたり、私（役員を含む。）は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。また、下記のいずれかに該当すると判明し、久留米市小規模事業者デジタル化支援補助金の支給決定が取消された場合には、取消により損害が生じてもその損害の賠償請求は行いません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 2 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 3 次に掲げる暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの。
  - ① 暴力団員が役員等となっている団体
  - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
  - ④ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ⑤ 役員等又は使用人が自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ⑥ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### 【その他誓約事項】

- ・本事業は、国や地方公共団体等が実施する他の制度による補助を受けておらず、今後受けることもありません。
- ・本事業は、既に導入しているものの入替、増設、延長契約、情報更新等ではありません。
- ・交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した場合、補助金を返還します。
- ・事業実施中、実施後に関わらず、市が実態調査や事業の成果の発表、事例集の発行等を行う場合には協力します。
- ・その他、「久留米市小規模事業者デジタル化支援補助金申請の手引き」及び「久留米市小規模事業者デジタル化支援補助金交付要綱」を確認し、制度の概要や手続きについて了解しました。